

東京都シルバーパスの負担軽減と制度改善を求める意見書

東京都が実施している70歳以上の高齢者を対象としたシルバーパス制度は多くの高齢者に利用され、歓迎されている。

同時に、制度発足当時は無料パスであったものが、その後、利用者の費用負担が導入され、現在、住民税非課税または所得125万円以下の高齢者は1,000円、それ以外の高齢者は一律に2万510円の負担が求められるものとなっている。このため利用者が激減し、1999年度には全都で72%の利用者があったものが、2015年度には46%と半分以下となるなど、制度の趣旨である高齢者の社会参加、高齢者福祉の充実に逆行するものとなっている。

また、利用者のふえている多摩モノレール、ゆりかもめへのシルバーパスの適用も高齢者の強い要望となっている。東京都はこれら第三セクターの交通機関について、シルバーパスの対象は路線バスと都営交通だとして適用対象から外しているが、横浜市、名古屋市、神戸市、広島市などの政令市では第三セクターでの利用も認められており、要望に応えることが強く求められている。

加えて、町田市など住民の日常生活圏域が都外に及んでいる地域においては、都県境をまたがるバス路線でのシルバーパスの利用が認められていないため、シルバーパスとは別に乗車賃を負担せざるを得なかったり、シルバーパスを利用できる路線で迂回しなければならないなどの困難に直面しており、都区内で乗車もしくは降車した場合でのシルバーパス適用を求める声広がっている。

超高齢社会を迎え、高齢者の生活を支え社会参加を促進する上で、移動手段としての交通機関の充実とその利用の改善は重要な課題となっている。

よって、本市議会は、東京都に対し、下記事項について実施を強く求める。

記

- 1 利用者の負担軽減を図ること。所得に応じた多段階の料金制度に改善すること。
- 2 多摩モノレール、ゆりかもめでの利用を認めること。
- 3 都県境のバス路線について、都内停留所で乗車もしくは降車する利用について、シルバーパスの適用を認めること。
- 4 区市町村が運営しているコミュニティバスでのシルバーパス利用を促進するため、東京都として財政支援を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月29日

三鷹市議会議長 宋 戸 治 重